

# 令和4年度 豊川市立一宮西部小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そこで、教職員は、いじめはどこでもいつでも起こりうるという認識をもち、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めなくてはならない。そして、いじめは絶対に許さないという共通理解のもと、学校全体で組織的にいじめ防止に向けて取り組む必要がある。

学校は、児童が安心して楽しく学べる環境でなくてはならない。児童が自己肯定感をもって仲間とともに成長できるように、一人一人を生かしたわかる授業、できる授業を心がける。さらに、道徳・特別活動をはじめとした学校の教育活動全体で規範意識の向上を図ったり、集団のあり方について学習を深めたりする。

また、校内の「いじめ防止対策委員会」及び「いじめ・不登校対策委員会」を生かし、日ごろから情報の共有を図ったり、関係機関との連携を密にしたりして、いじめの未然防止と早期発見・解決に向けて取り組んでいく。

## 2 いじめ防止対策組織

校長、教頭、教務主任、校務主任（生徒指導担当）、学年主任、養護教諭、不登校対策担当に加え、スクールカウンセラー等心理や福祉等の専門家で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的、実効的な取り組みを行う。また、全教職員の参加による「いじめ・不登校対策委員会」を学期に最低1回、年3回開催する。（必要に応じて関連する教職員のみでケース会議を設ける。）いじめの兆候をとらえて未然に防いだり、児童からの訴えに対し、迅速に対応したりする。

なお、緊急の対応を要する場合は、当該学年と管理職の協議をもっていじめ防止対策委員会の対応に代える場合がある。

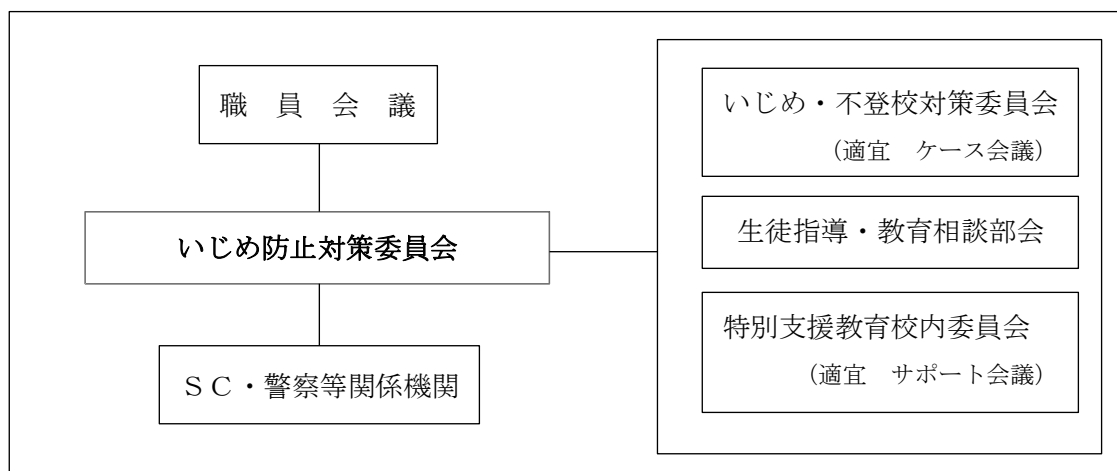
### (1) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づき、取り組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
  - ・学校生活に関するアンケート（児童）、学校評価アンケートおよび教育相談から、本校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 児童や保護者、地域に対して情報の発信と意識啓発、意見聴取を行う。
  - ・学校だよりやHP等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。
- ③ いじめの通報・相談の窓口となる。
- ④ いじめの疑いがあると判断した場合、情報の迅速な収集と共有を図り、具体的な方策の検討と対応を行う。
  - ・正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた指導・支援体制を組織する。

## (2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

- ① 教職員への共通理解と意識啓発を行う。
  - ・年度初めに、「いじめ防止基本方針」の周知と教職員相互の共通理解を図る。
  - ・学校生活に関するアンケートや教育相談の結果を集約・分析し、対策を検討する。
- ② いじめへの対処
  - ・事案への対応は、学級担任を含めたメンバー構成を検討し、被害者および加害者、その保護者に対して迅速に行う。必要に応じて関係機関との連携を図る。
  - ・問題が解消した場合でも、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## (3) いじめ防止対策のための組織



## 3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

～常に組織として対応する～

児童が発する小さなサインを見逃さないように、日ごろから教職員全体で児童の様子を見守り、早期発見に努める。定期的に全児童を対象に学校生活に関するアンケート調査を実施するとともに、教育相談の時間を設け、児童の悩みを共感的に受け取る。

### (1) いじめの未然防止

- ① 教職員と児童、児童同士のふれあいを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学校・学年・学級づくりを進める。
- ② 児童自身がいじめをより深く理解できるよう、あらゆる場面で啓発や学習を行う。
- ③ 道徳、特別活動を通して児童の規範意識の向上を図り、集団の在り方等についての学習を深める。
- ④ 児童の活動や努力を認めて自己肯定感を高めるために、一人一人を生かした授業、わかる授業を心がける。
- ⑤ 協同の活動や体験を通して社会性を育てるとともに、学校生活のきまりやマナー、学習規律を身につけさせる。また、教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実を図り、命を大切に思う心、相手を思いやる心を育てる。
- ⑥ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット

によるいじめの加害者、被害者とならないように努める。

- ⑦ 児童の学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーを活用する。
- ⑧ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑨ 常に危機感をもち、いじめ問題の取り組みを定期的に点検し、改善・充実を図る。
- ⑩ 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑪ 家庭、地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

## (2) いじめの早期発見

- ① 学校生活に関するアンケートを毎学期最低1回（年3回）実施する。あわせて学級担任が全児童を対象にして教育相談を行い、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ② 教職員と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との情報交換を大切にして信頼関係づくりに努め、いじめ等の問題について相談しやすい環境を整える。また、必要に応じて、児童および保護者とスクールカウンセラーが相談できるようにする。
- ③ 平素より、地域との連携を積極的に図り、気になる児童の情報収集ができる関係を構築する。
- ④ 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことの意義と手段の周知を図る。また、ささいな兆候や懸念、深刻とは思われない児童からの訴えであっても個人で判断せずに、学年主任や生徒指導担当への報告・相談を徹底する。

## (3) いじめへの対処（早期対応）

- ① いじめの発見や通報を受けたら、本人、保護者、関係者等から聞き取り調査を行うなど、いじめ情報を把握し、事実確認を行う。
- ② 「いじめ防止対策委員会」のメンバーが中心となり、対応チームを編成し、具体的な対応方針の決定と役割分担を行い、いじめ問題の解決に向けて組織的に対応する。
- ③ いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせて再発防止に努め、いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。場合によっては、スクールカウンセラーを勧めるなど、心のケアを行う。また、保護者に対して説明責任を果たすとともに、必要に応じた支援を行う。
- ④ いじめをした児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や助言を行う。また、いじ

め

た児童の保護者に対し、事実を伝えるとともに、親子でいじめ問題に向き合うことができるよう指導・助言を行う。

- ⑤ いじめ問題が解決しても継続的に観察、声かけ、面談等を行い、いじめを受けた児童が前向きに学校生活を送ることができるようにする。また、いじめた児童に対しても立ち直りに向けて支援する。

なお「解消している状態」とは少なくとも以下の2つの要件が満たされていることが本人および保護者との面談等で確認されている場合とする。

ア いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいること

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

ただし、これらの要件が満たされていても、必要に応じて他の事情を勘案して判断する。

#### (4) 家庭・地域・関係機関との連携

- ① P T Aや地域の関係団体、学校運営協議会や青少年健全育成協議会等と連携し、いじめ問題をはじめとした、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ② 学校評価や教員評価においては、いじめ防止に係る取り組みに関する項目を位置づけて評価を進めるとともに、評価結果を生かして取り組みの改善を図る。
- ③ 保護者は、どの子もいじめの加害者にも被害者にもなりうることを理解し、いじめをしないように指導するとともに、悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ④ 学校と家庭が連携し、相手を思いやる気持ちや規範意識を高める指導を行う。
- ⑤ 教職員の共通理解を図り、必要に応じて保護者の協力を得てスクールカウンセラー等の専門家や、児童相談所、警察署等の関係機関と連携し、対応する。
- ⑥ ネット上のいじめについては、必要に応じ、警察署や法務局とも連携して対処する。
- ⑦ いじめ相談ダイヤル等の電話や外部の相談機関を児童・保護者に紹介し、学校外でも相談できる環境を整える。

## 4 重大事態への対処

### 重大事態とは

○いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、例え

ば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- など

○いじめにより、児童が相当期間にわたって欠席を余儀なくされたり、多人数によるいじめが相当期間継続したりした疑いがあると認めるとき。

※「相当期間」：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

これらの重大事態が発生した場合には、教育委員会へ発生を報告をする。

また、児童や保護者からいじめによって重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。

- ・調査は事実関係を明確にするために行う。いつから、誰から、どのような様態、関係する児童の人間関係、教職

員の対応などの事実関係を網羅的に明確にする。

- ・いじめとの因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となった場合は、次のようにする。

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置する。
- ② 事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童およびその保護者へ適切な情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置を取る。

平成26年3月1日 制定

平成27年3月1日 改定

平成28年3月1日 改定

平成29年7月1日 改定

平成30年8月1日 改定

令和4年4月1日 改定